

公 告

このたび平田村の北屋敷地区を受益地域とする農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を県営土地改良事業として施行したいので、土地改良事業の計画の概要につき平田村長と協議するにあたり、土地改良法第 87 条の 3 第 7 項で準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この土地改良事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事宛意見書を提出してください。

令和 7 年 1 月 27 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

記

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画概要書
- 2 縦 覧 期 間 令和 7 年 1 月 28 日から令和 7 年 2 月 17 日
- 3 縦 覧 場 所 平田村役場
- 4 意見書の提出方法等
 - (1) 意見書の提出方法
 - ① 持参、郵送、ファックス又は電子メールによること。
 - ② 様式、用紙規格は任意とする。
 - ③ 口頭又は電話での意見は受け付けない。
 - (2) 意見書の記載事項
 - ① 意見書の提出年月日
 - ② 意見提出者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）
 - ③ 電話番号（電子メールの場合は、メールアドレスも記載。）
 - ④ 当該土地改良事業名
 - ⑤ 当該土地改良事業の計画の概要に対する意見
 - (3) 意見書の提出先
 - ① 郵 送：〒963-8540 郡山市麓山 1 丁目 1 番 1 号
県中農林事務所農村整備部農地計画課
 - ② ファックス：024-935-1359
 - ③ 電子メール：seibi.af02@pref.fukushima.lg.jp